

令和 7 年 5 月 日

伊豆の国市長 山下 正行 様

伊豆の国市総合計画審議会
会長 小泉 祐一郎

第 3 次伊豆の国市総合計画の策定について（中間答申）

令和 6 年 9 月 10 日付け伊国企第 59 号で諮問のありました第 3 次伊豆の国市総合計画について、本審議会では慎重に審議しました結果、別添のとおり中間答申いたします。

第1章 目指すまちの姿（まちの将来像）

伊豆の国市は、伊豆半島の付け根に位置しており、東西は山々に囲まれ、南北には狩野川が流れる地勢のもと、豊かな自然の恵みを享受しながら発展してきたまちです。

狩野川の清流に育まれた肥沃な土壌と温暖な気候に恵まれたこの地では、旧石器時代から人の営みがあり、原始・古代から近現代に至るまで数々の歴史・文化を受け継いできました。

韮山反射炉を筆頭に、国外にも誇ることができる歴史資産や地域の伝統行事等が重層的に存在し、歴史・文化が地域の誇りとしても、観光等の産業においても、市民の生活に深く息づく伊豆の国市は、まさに「歴史のまち」です。

また、湯量豊富な温泉や、田園風景の奥に雄大な富士山を望む美しい風景を有する緑豊かなまちでありながら、首都圏や伊豆半島全域へのアクセスの拠点となる利便性の良さを併せ持つことも、伊豆の国市の大きな魅力となっています。

これら恵まれた風土や多様な地域資源を守り、磨き上げ、活かし、次の世代へ継承していくことは、今を生きるわたしたちの使命です。

さらに、少子化・超高齢化の進行をはじめとする様々な地域の課題に対応し、未来にわたり伊豆の国市を発展させていくためには、まちの根幹を成す市民一人ひとりが自分らしく輝き、まちづくりの主演として力を発揮していくことが重要です。

加えて、近年、幸せに対する価値観は、これまでのような経済的な豊かさだけでは測りきれず、実感できる生活の豊かさや心の豊かさを重視するという形に変化しています。

このことから、多面的・持続的に幸福な状態を表すウェルビーイング（Well-Being）の視点を取り入れることで、一人ひとりの幸せの実感を高め、ひいては活力あるまちづくりにつなげていきます。

これからは、市民や各種団体、企業、行政などの多様な主体がともに手を取り合い、みんなで協力し合うことで、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが幸せに暮らせるまちを築いていくという思いを込め、目指すまちの姿（まちの将来像）を次のとおり掲げます。

「歴史が息づき、未来にわたり誰もが幸せに暮らせるまち 伊豆の国」

第2章 まちづくりの基本目標

まちづくりの基本目標は、目指すまちの姿の実現に向け、今後取り組むべき各分野の基本的な方向性を示すものです。第3次総合計画では、4つの基本目標を掲げ、まちづくりを進めていきます。

1 こどもも大人も、豊かに学び、自分らしく健やかに暮らせるまち

こどもは未来を担うまちの宝であり、こどもたちの笑顔は周りの人も幸せにする力を持っています。こどもを安心して産み育てることができるよう切れ目なく支援するとともに、子育て世帯のニーズをはじめとする多様なニーズに応えることで、こどもも親も自分らしい生き方を選択できる、子育てしやすいまちづくりを進めます。併せて、こどもたちが夢や希望をもって健やかに成長し、自分の力で未来を切りひらいていくことができるように、地域ぐるみでこどもを守り育てる体制づくりも進めます。

また、豊かな学びは人生をより豊かなものにします。そのため、こどもから大人まですべての人々が、いつでも、どこでも、何度でも、生涯を通じて主体的に学ぶことができるまちづくりを進めます。文化芸術やスポーツによる生きがいづくりや交流の場の充実に取り組むほか、地域の誇りである歴史文化を守り、未来へ継承しつつ、身近に親しむことができる環境を整備します。

さらに、誰もが自分らしいライフスタイルを実現し、生き生きと暮らしていくためにも、生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、安心して適切な医療を受けられるよう、地域医療体制の確保を図ります。

2 地域で互いに支え合い、誰もが安全で安心して住み続けられるまち

生きがいを持つこと、居場所があることは、幸せを実感する上で大切な要素です。生きがいや居場所は、人と人や、地域社会でのつながりの中から生まれることから、地域での交流やコミュニケーションを促進し、お互いを気にかけて関係づくりにつなげます。また、市民の地域福祉や支援活動への参画意識を高め、相互に支え合い、助け合う地域づくりを進めます。

年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりも重要です。住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるようにするため、支援を必要とする人のニーズや個人が抱え

る様々な困りごとに応じて、適切な福祉・介護などのサービスを提供できる体制の充実を図ります。

さらに、風水害や地震など、多発する大規模な自然災害から市民の生命や財産を守るため、市民や地域が主体となった自助・共助による防災力の向上、治水対策の推進など、ソフト・ハードの両面から災害対策を強化します。加えて、巧妙化する犯罪や、交通事故に巻き込まれないように、関係機関と地域が連携して市民の安全を守ること、安全・安心を実感し、住み続けることができるまちづくりを進めます。

3 経済が循環し、にぎわいや交流が増え、市民一人ひとりが活躍するまち

地域が稼いだお金が地域で使われ、豊かさが巡るまちを目指し、地域経済を支える中小企業・小規模事業者のそれぞれの成長段階に応じた支援を進めます。併せて、多様な人材が「働きがい」をもって働くことができる環境の整備やスタートアップを促進します。生産性と収益性の高い農業や、地域の特性を活かした多彩なテーマ別観光を推進するなど、産業別の振興を図りつつ、産業間での連携を促進することで地域経済全体の活性化につなげます。

また、まちへの愛着を深める取組やまちと継続的に関わる機会の創出などを通じて、市民が「住み続けたい、帰ってきたい」、市外に住む人が「行ってみたい、住んでみたい」と思えるような、にぎわいや交流があふれるまちづくりを進めます。

さらに、まちづくりの主役である市民が、自分たちが住む地域を自分たちの力でより良くしていこうとする活動を支援するとともに、一人ひとりの個性を活かして積極的に社会に参画できる機会を増やすことで、活力がある地域社会を創造します。

4 ひとと自然が共生し、持続可能で豊かな暮らしができるまち

狩野川をはじめとする清流、城山や葛城山などの美しい自然と、これらがもたらす豊かな恵みは、人々の生活や産業を支える礎となるものです。かけがえのない自然環境を未来に引き継いでいくため、市民、事業者や行政が一体となって脱炭素社会の実現に向けた取組や環境への負荷を減らす取組を進めます。加えて、水道・下水道の適正な運営やグリーンインフラを推進するこ

とで、人と自然が調和する持続可能なまちづくりを進めます。

また、少子化・超高齢化による人口減少が進む中で暮らしの質を維持していくため、コンパクトなまちづくりにも取り組みつつ、地域の特性に応じた適切な土地利用を図ります。官民連携により、まちに新たな魅力や価値を加え、ひとが集い、交流が生まれ、にぎわいの中心となるまちなかの活性化を進めます。

さらに、暮らしの各拠点を結ぶ公共交通は、生活を支える大切な移動手段であることから、地域の実情に応じた形で再構築し、持続可能で利用しやすいネットワークづくりを進めます。

第3章 計画の将来フレーム

1 将来人口の推計

少子化・超高齢化の進行により、国全体で人口減少がさらに加速する中、伊豆の国市がまち全体の活力を保ち、持続可能なまちであり続けるためには、人口減少を抑制することが最も重要です。

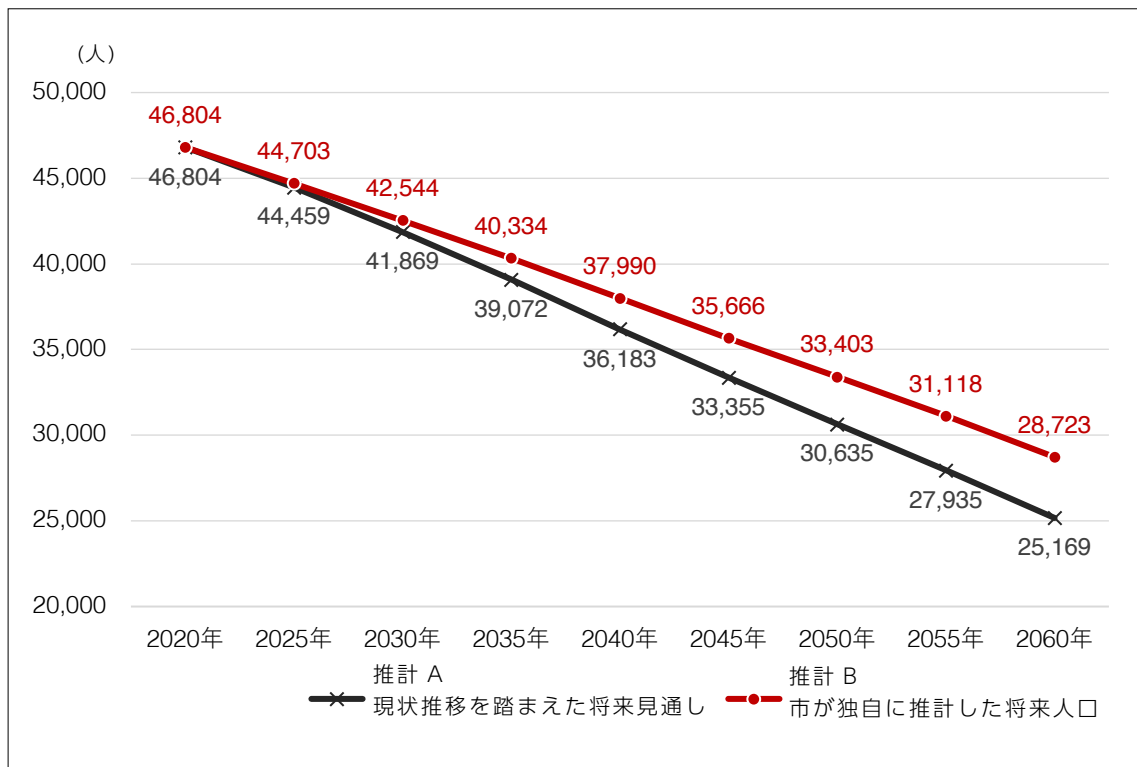
まず、将来人口の推計については、令和7年3月に改訂した「伊豆の国市 まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」に準拠するものとします。

将来人口について、合計特殊出生率の最新値や社会移動率などの現状推移等を考慮し、市で独自に推計したところ、現状のまま推移した場合は、2060年の将来人口は25,169人まで減少する見通しです。

しかし、施策の効果により、2035年までに合計特殊出生率を1.36まで回復・以降維持するとともに、現状の社会移動率のうち若年層の転入・転出による増減を2030年までに5%改善・以降維持することができれば、2060年までの人口減少率を約7.6ポイント抑えることができます。

このシミュレーションに基づき、人口ビジョンにおいては、2060年の人口28,723人を目標と定めていることから、この実現を目指し、出生率の回復や社会増減の改善に向けて各種政策・施策を推進していきます。

図表 人口推計と長期的な見通しの比較



	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年
推計 A	46,804	44,459	41,869	39,072	36,183	33,355	30,635	27,935	25,169
推計 B	46,804	44,703	42,544	40,334	37,990	35,666	33,403	31,118	28,723
B - A	0	244	675	1,262	1,807	2,310	2,769	3,183	3,553

資料：伊豆の国市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン（令和 7 年 3 月改訂）

2 土地利用の方向性

(1) 土地利用の基本方針

本市が、地理的にも歴史的にも伊豆半島を中心であるという立地条件を踏まえるとともに、豊かな自然環境と先人達が知恵と努力により築いた貴重な資源、財産を未来に継承するため、自然環境とのバランスがとれた土地利用を、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的に行うものとします。

また、都市の持続的発展を継続するために必要な安全性、利便性、快適性を備えるとともに、個性豊かで活力に満ちた秩序ある都市形成を目指します。

① 安全で安心な土地利用

地震や風水害等、予想される自然災害から市民の生命と財産を守ること、豊かな生活を確保するための基本です。そのため、災害リスクの高い地域では、適切な防災対策や土地利用の制限等、災害に強いまちとなる土地利用を進めます。

また、少子化・高齢化が進行するなかで、市民誰もが健康で、安心して生活できる環境づくりに配慮した土地利用を進めます。

② 公共の福祉を優先し、地域の活力と利便性を高める土地利用

市民生活の環境向上を図るため、公共の福祉を優先した適正な土地利用の誘導や生活基盤の整備等を進めます。

また、伊豆箱根鉄道駿豆線の各駅周辺は、公共交通の持つ利便性を活かした土地利用の誘導を図るとともに、温泉や本市固有の歴史・文化資源等を効果的に活用し、地域の活力と利便性を高める土地利用を進めます。

③ 豊かな自然環境と共生し、地域資源を活かした土地利用

本市は富士山を望む良好な眺望景観や、狩野川流域一帯に広がる田方平野の田園風景等の自然資源、歴史・文化資源が豊富です。これらの美しい景観の保全と形成、自然環境の保全・保護を図る土地利用を進めます。

④ 市民や民間の参画と連携による計画的な土地利用

地方分権の進展に対応して、土地利用も、市民や民間の理解のもとに合理的かつ計画的に進める必要があるとともに、地域コミュニティを活用した市民参加型のまちづくりが求められています。

このため、市と市民や民間との連携により、適切かつ効果的な施策を検討し、計画的な土地利用を進めます。

(2) 土地利用構想

① ゾーニング及び拠点

ア 食と農と観光交流ゾーン

優良農地の保全を図るとともに、観光農園、市民農園等の交流の場を創出するなど、農業と観光産業の融合を図り、地域の活性化を促進します。

集落地は、田園と調和した集落地形態の維持や住環境の向上を図るため、地域固有の資源を活かし、集落環境の魅力を高めるとともに、生活道路の機能強化や災害対策等を実施します。

イ 歴史・文化・観光交流ゾーン

守山中世史跡群や葦山城跡、江川邸、葦山反射炉等の歴史・文化資源が点在する区域周辺や伊豆長岡温泉周辺は、市民や観光客が歴史・文化に親しむことができる環境を創出するため、歴史にちなんだ周遊ルートの形成を進め、観光交流を推進するとともに、歴史的な街並みや建造物の保全等に努めます。

また、葦山反射炉周辺や江川邸周辺等については、屋外広告物の規制等により、良好な景観の保全・形成に努めます。

なお、本ゾーン内にある葦山地区の優良農地については、その保全を図ります。

ウ 健康福祉・農業交流ゾーン

田方福祉村周辺は、高齢者福祉・障がい者福祉の拠点機能を維持します。

深沢川流域周辺等は、丘陵地等の立地特性を活かした活力ある地域産業の振興を図るため、森林や農地、既存施設と連携しつつ、特色ある農作物の生産や環境にやさしい農業を進めます。

エ 都市機能拠点／地域生活拠点

伊豆長岡駅、田京駅及び温泉駅の周辺は、医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業・行政機能等の都市機能を誘導します。また、原木駅、韮山駅、大仁駅の周辺は、駅の利便性を活かした、地域生活拠点を形成します。

オ 医療拠点

順天堂大学医学部附属静岡病院、伊豆保健医療センターの周辺は、静岡県東部地域における医療拠点としての機能を維持します。

カ 産業・業務拠点

インターチェンジ周辺の既存工場用地や低・未利用地等については、社会情勢や広域的な機能連携及び地域振興や経済活性化を踏まえ、新たな産業・業務を誘導します。

また、大仁地域の国道136号周辺及び大仁南IC周辺地域については、企業の誘致や地域に密着したサービス業を誘導します。

② 土地利用区分別の基本方針

ア 農地、森林、河川等

(ア) 農地

平野部や丘陵地等の地域特性を生かした農業の展開を図るとともに、優良農地の集積・集約化を図ります。また、生産活動を通じて農業の多面的機能の発揮を図ります。

(イ) 森林

森林を適切に保全するとともに、その活動を通じて森林の多面的機能の発揮を図ります。

(ウ) 水面・河川・水路

水面・河川・水路に必要な整備と適切な管理に努めるとともに、水辺が持つ良好な環境や景観の保全に十分配慮します。

イ 宅地

(7) 住宅地

無秩序な市街地の拡大を抑制しながら新規の住宅用地を確保するとともに、既存の住宅地の環境改善や住宅地背面の斜面地の安全対策を図ります。

(イ) 工業用地

活力ある産業振興等を図るため、社会・経済の動向、周辺土地利用との調和、環境の保全及び市域の効率的土地利用等に配慮しながら、計画的に工業用地を確保します。

(ウ) その他の宅地

鉄道駅や温泉街等の周辺一帯は、賑わいの創出等を図るため、周辺環境との調和に配慮しつつ、都市機能や居住機能を誘導するとともに、観光地としての環境整備に努めます。また、その他公用・公共施設用地は、市民の需要や利便性、自然環境との共生、既存施設の有効利用等に配慮しつつ、計画的かつ効果的に整備を進めます。

ウ 道路

国道や県道、市道は、広域・地域経済の発展、道路交通の円滑化、快適な生活環境の形成と都市防災機能の強化等を図るため、それぞれが担うべき機能に合った整備を進めます。

農道や林道は、農林業の生産性の向上・省力化に加えて、農地や森林の適正な管理を図るため、必要な整備と適正な維持管理を進めます。

エ その他

公園緑地と交通施設、レクリエーション施設、供給処理施設は、市民

生活の利便性、快適性の向上等を図るため、市民の需要等に配慮しつつ、必要な用地を確保します。

市内に存在する歴史・文化資源は、文化の育成や伝承を図るため、その保全・活用に努めます。

その他、低・未利用地は、周辺土地利用等との調和に配慮しながら、産業誘致や居住用地への転換等も視野に有効利用を進めます。

図表 土地利用構想図

